



平成 26 年 10 月 29 日

各 位

名古屋市昭和区鶴舞二丁目 17 番 17 号
ジャパンベストレスキューシステム株式会社
代表取締役 榑原 暢 宏
(コード番号：2453 東証・名証 第一部)
問合せ先 取締役管理部長 鈴木 良夫
電話番号：052-883-0850

第三者委員会の設置に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 8 月 8 日に公表しました「東京証券取引所による「公表措置」の実施及び「改善報告書」の提出請求並びに名古屋証券取引所による「改善報告書」の提出請求について」に記載のとおり、過年度の決算短信等を訂正した件につきまして、平成 26 年 8 月 22 日付で、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対して、改善報告書を提出し、改善報告書でお約束した再発防止策をグループ一丸となって、日々実行しております。

しかしながら、今般、平成 26 年 10 月 20 日付にて当社グループの元関係者から、文書（以下、「本件告發文書」という。）で告発がなされました。当社といたしましては、本件告發文書に係る記載内容等には信憑性に疑義があるものの、慎重に対応する必要があると判断し、会計監査人からも告発の内容が代表取締役に関わるものであり、会計数値へ影響を及ぼす事項も含まれているとの指摘を受けたことから、本件告發文書の内容について第三者委員会による調査の必要性を検討いたしました。その結果、当社と利害関係を有しない中立・公正な外部の専門家から構成される第三者委員会を設置することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 第三者委員会設置の趣旨と目的

本件告發文書に記載された内容のうち、以下の項目に関する事実関係の調査を目的といたします。

- (1) 代表取締役個人による株式会社甲社への出資の有無及び子会社・関連会社への該当の有無
- (2) 関連当事者の範囲の網羅性
- (3) (1) を含む代表取締役個人による出資等の資金の流れ
- (4) 株式会社バイノスの不適正な会計処理に対する代表取締役の関与の有無

なお、(1) の甲社に関しましては、本件告發文書においては、具体的な社名が提示されていますが、現時点では、本件告發文書の記載内容の真偽が定かでないため、匿名化しております。

また、本件告發文書に記載された内容のうち、上記第三者委員会の調査対象外となる内容につきましては、当社監査役会が事実関係に係る調査を行います。

2. 第三者委員会の構成

委員長	嶋寺 基	弁護士	大江橋法律事務所
委員	倉持 大	弁護士	大江橋法律事務所
委員	泉 範行	公認会計士	泉会計事務所

第三者委員会の委員選定に際しましては、日本弁護士連合会による「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン（平成 22 年 7 月 15 日公表）」に沿って委員の選定を行っております。

3. 今後の対応について

当社は、第三者委員会による調査に対して全面的に協力し、早急に調査を進めてまいりますが、調査の日程につきましては、見通しがつき次第、お知らせいたします。

平成 26 年 9 月期決算発表は、当初の予定どおり、平成 26 年 11 月 14 日を予定しております。なお、変更が生じた場合、判明次第速やかな適時開示を行ってまいります。

第三者委員会の調査の結果、明らかとなった事実関係等や、当該事象が当社の業績に及ぼす影響につきましては、判明次第速やかな適時開示を行ってまいります。

株主の皆様をはじめ、お取引先及び関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしておりますことを深くお詫び申し上げます。

以 上